

◎新潟県告示第1115号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年10月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
胎内市	2者	横道竹ノ花67番ほか13筆 1.9ha
見附市	1者	庄川町貝ヶ島1515番ほか14筆 1.3ha
十日町市	1者	沖立688番ほか2筆 0.7ha
津南町	6者	下船渡己6405番ほか42筆 5.8ha
合計	10者	75筆 9.8ha

2 申請年月日

平成29年9月28日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。